

平成21年12月11日
堺市契約課

(仮称)健康福祉プラザ建設工事に配置する現場代理人及び技術者の条件について

現在公告中の「(仮称)健康福祉プラザ建設工事(以下「本工事」という。)」において、配置する現場代理人及び技術者の条件を「平成21年12月15日現在で、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事していない者で、本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること」としてありますが、下記1及び2のような場合で取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

記

- 1 平成21年12月15日現在で、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事している者の場合
本工事の契約締結時に配置できる見込みであっても、本工事の現場代理人及び技術者として申請できません(入札参加資格が認められません)。
- 2 平成21年12月15日現在で、他の工事に、「監理技術者、主任技術者、現場代理人」以外で従事している者の場合
本工事の契約締結時に現場に常駐させることができ、かつ、専任で配置できる者であれば、本工事の現場代理人及び技術者として申請可能です。